

# 福祉のまちづくり

～高齢の方や障がいのある方等が施設等を利用しやすくするために～

大田区では、障がいのある方はもちろん、すべての区民の方が安全で快適に暮らせるまちをめざして、不特定かつ多数の方が利用する建築物、駅、空港等についてバリアフリー（利用、通行等に障壁のない状態）の観点から建設主等に対して指導をしています。

具体的には、次の3つの法令等を運用し、まちづくりを推進しています。

- ①大田区福祉のまちづくり整備要綱（平成2年11月施行）
- ②東京都福祉のまちづくり条例（平成8年9月施行）
- ③バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：平成18年12月施行）

(ア) 要綱・条例においては、不特定かつ多数の方が利用する施設で一定規模のものを建設するときに、建設主等に対し整備内容の届出を義務付けています。

そして、整備の基準等を満たしていると判断される場合は、建設主等の請求によ

り、国際シンボルマーク（図1）、整備基準適合証（図2）、アクセスibil認定証を交付しています。

(イ) バリアフリー法では、多数の方が利用する施設を建設するときに、その計画が高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするための基準に適合していれば、申請により認定を受けることができます。

(ウ) 対象建築物（例示）

医療等施設・福祉施設・集会施設・店舗等・宿泊施設・遊興施設・事務所・共同住宅等

(エ) 整備内容（例示）

出入口等の有効幅の確保、段差の解消、エレベーターの設置、誘導床材等の設置等

## ■問合先

建築審査課建築指導担当

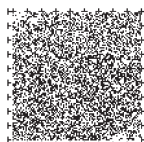
☎5744-1334 FAX 5744-1530



図1 国際シンボルマーク  
(大田区福祉のまちづくり整備要綱に基づき交付)



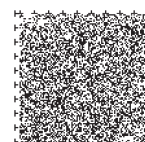
図2 東京都福祉のまちづくり整備基準適合証  
(東京都福祉のまちづくり条例に基づき交付)



## 整備基準適合証等を交付した区内施設の一覧表（平成9年度以降）

令和3年4月1日現在

番号	種類	施設の名称	施設の場所（住居表示）	根拠	年度	整備内容			
						アプローチ	車いす駐車場	車いすトイレ	エレベーター
1	共同住宅	エンゼルピュア多摩川	西六郷4-7-1	要綱	9	○			○
2	診療所	タカノ内科クリニック	萩中2-3-21	要綱	9	○			
3	共同住宅	ラビ鷺の木ステージ	鷺の木2-10-5	要綱	9	○			○
4	共同住宅	エンゼルハイム下丸子第2	下丸子2-31-11	要綱	9	○			○
5	共同住宅	エンゼルハイム大森町参番館	大森中1-2-1	要綱	9	○			○
6	工業施設	城南島廃棄物処理施設	城南島3-3-1	要綱	9	○			
7	共同住宅	上池台デュプレックス	上池台5-5-18	要綱	9	○	○		○
8	共同住宅	プラムレブリス	多摩川2-5-4	要綱	9	○			○
9	共同住宅	エンゼルハイム田園調布南	田園調布南6-5	要綱	10	○			○
10	学校	都立雪谷高校	久が原1-14-1	要綱	10	○	○	○	○
11	共同住宅	メインステージ大森駅前	大森北1-29-10	要綱	10	○			○
12	事務所	長野計器（株）長嶋商店（株）	東馬込1-30-4	要綱	10	○	○		
13	共同住宅	プライムコート中馬込	中馬込3-7-18	要綱	10	○			○
14	物販店舗	大丸ピーコック上池台店	上池台4-21-7	条例	10	○	○	○	○
15	サービス店舗	小川建設（株）	久が原3-27-10	条例	10	○			
16	診療所	櫻井整形外科	久が原3-27-10	条例	10	○			
17	薬局	スカイ薬局	久が原3-27-10	条例	10	○			
18	飲食店	すかいらーく本羽田店	本羽田3-6-1	条例	11	○	○	○	○
19	診療所	きはら整形外科	下丸子3-13-7	条例	11	○			○
20	診療所	平和島整形外科	大森北6-17-13	条例	11	○		○	○
21	診療所	染川医院	久が原5-11-10	条例	11	○			
22	共同住宅	グランドステージ糞谷	東糞谷1-4-1	要綱	11	○			○
23	共同住宅	ドミール羽田天空橋	羽田5-4-8	要綱	11	○			○
24	共同住宅	ガーデンホーム久が原	南久が原2-18-12	要綱	12	○			○
25	共同住宅	JR東日本仲六郷住宅	仲六郷1-10-1	要綱	12	○			○
26	診療所	医療法人社団仁和会阿部クリニック	池上7-10-5	条例	12	○			
27	物販店舗	コモディイイダ東糞谷店	東糞谷2-4-10	条例	12	○	○	○	○
28	郵便局	大田池上六郵便局	池上6-38-9	条例	12	○			
29	複合施設	マルエツ新糞谷店	萩中2-12-5	条例	12	○	○	○	○
30	物販店舗	大丸ピーコック石川台店	東雪谷2-5-11	条例	13	○	○		○
31	サービス店舗	アドバンストヘアー ナカタニ	蒲田1-28-1	条例	13	○		○	
32	福祉施設	延命寺 今泉保育園	矢口2-26-17	条例	13	○			
33	病院	若葉眼科病院	蒲田4-22-11	要綱	14	○		○	○
34	共同住宅	ベルジュ蒲田	西六郷1-10-1	条例	14	○	○	○	○
35	物販店舗	サミットストア大田千鳥町店	千鳥3-15-7	条例	14	○	○	○	○
36	事務所	日本航空第1・第2テクニカルセンター	羽田空港3-6-8	条例	14	○	○	○	○
37	共同住宅	プライムハイツ澤田	大森西2-6-1	要綱	14	○			○
38	病院	高野病院	東糞谷3-3-24	条例	14	○	○	○	○
39	診療所	広沢内科医院	田園調布1-48-5	条例	14	○		○	
40	共同住宅	ドミール大鳥居	東糞谷3-11-13	要綱	14	○			○
41	共同住宅	プラムハイツ コバン	本羽田1-22-19	要綱	15	○			○

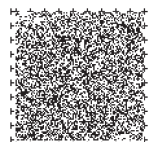


番号	種類	施設の名称	施設の場所（住居表示）	根拠	年度	整備内容			
						アプローチ	車いす駐車場	車いすトイレ	エレベーター
42	サービス店舗	トヨタ東京カローラ大田店	東馬込2-19-1	要綱	15	○	○	○	
43	複合施設	(株)三桂製作所本社	下丸子4-21-1	要綱	15	○			
44	福祉施設	NRE大森弥生ハイツ	大森西4-4-21	要綱	15	○		○	○
45	公共交通施設	羽田空港第2旅客ターミナルビル	羽田空港3-4-2	条例	16	○		○	○
46	物販店舗	イトーヨーカ堂 大森店	大森北2-13-1	条例	16	○	○	○	○
47	共同住宅	プライムアーバン大森	大森北1-15-1	要綱	16	○			○
48	福祉施設	コージーハウスはすぬま	東矢口3-8-11	条例	16	○	○	○	○
49	工業施設	(株)リーテム東京工場	城南島3-2-9	条例	17	○	○	○	○
50	診療所	名和医院	大森本町2-25-28	条例	17	○		○	
51	福祉施設	フェリオ多摩川	多摩川2-8-7	条例	18	○	○	○	○
52	福祉施設	大田悠生苑	北糀谷2-15-21	条例	19	○	○	○	○
53	病院	東急病院	北千束3-27-2	要綱	19	○	○	○	○
54	事務所	聖徳ビル	新蒲田1-7-4	要綱	19	○	○	○	
55	診療所	鈴木内科医院	山王3-29-1	条例	20	○		○	
56	ホテル	櫻楓ホテル蒲田	蒲田4-18-24	要綱	20	○	○	○	○
57	物販店舗	サミットストア池上八丁目店	池上8-21-3	要綱	20	○	○	○	○
58	事務所	東京総合エンジニアリングセンタ	平和島4-1-23	条例	20	○	○	○	○
59	物販店舗	マックスバリュージュエクスプレス六郷土手駅前店	西六郷4-16-5	条例	21	○	○	○	○
60	福祉施設	JALUXグッドタイムホーム・多摩川	西六郷4-29	条例	21	○	○	○	○
61	診療所	緒方眼科クリニック	西蒲田5-20	条例	21	○		○	
62	診療所	あさひろ歯科クリニック	西蒲田7-7-5	条例	21	○		○	
63	事務所	アルプス電気本社ビル	雪谷大塚町1-7	条例	21	○	○	○	○
64	事務所	ネクストサイト蒲田ビル	蒲田本町1-2-5	条例	21	○	○	○	○
65	事務所	トーセイ株式会社	蒲田5-44-1	条例	22	○	○	○	○
66	駐車場	東京国際空港（羽田）P4平面駐車場	羽田空港3丁目	条例	22	○	○	○	○
67	公共交通施設	東京国際空港第2旅客ターミナルビル	羽田空港3-4-2	条例	22	○		○	○
68	公共交通施設	国際線旅客ターミナルビル	羽田空港2丁目	条例	22	○	○	○	○
69	駐車場	空港利用者用駐車場	羽田空港2丁目	条例	22	○	○	○	○
70	物販店舗	ヨークマート東矢口店	東矢口3-19	条例	23	○	○	○	○
71	共同住宅	アルティス大森北	大森北1-8	要綱	24	○			○
72	駐車場	空港利用者用駐車場	羽田空港2丁目	条例	26	○	○	○	○
73	宿泊施設	国際線旅客ターミナルビル（ホテル部分）	羽田空港2丁目	条例	26	○		○	○
74	公共交通施設	国際線旅客ターミナルビル	羽田空港2丁目	条例	26	○		○	○
75	福祉施設	介護老人保健施設 和光の園 特別養護老人ホーム 花みずぎ	大森西4-12-1	条例	27	○	○	○	○
76	物販店舗	(仮称) 下丸子駅前計画（精肉・青果棟）	下丸子3-3	条例	28	○		○	
77	飲食店	(仮称) 下丸子駅前計画（飲食）	下丸子3-3	条例	28	○		○	
78	物販店舗	(仮称) 下丸子駅前計画（鮮魚）	下丸子3-3	条例	28	○		○	
79	事務所	岩井機械工業株式会社 本社新社屋建設計画	東糀谷3-17-10	条例	29	○	○	○	○
80	公共交通施設	東京国際空港第2ターミナル北側サテライト及びボーディングステーション	羽田空港3-3-2	条例	30	○			
81	公共交通施設	東京国際空港国際線旅客ターミナル	羽田空港2-6-5	条例	31	○			
82	複合施設	池上駅開発計画	池上6-3-10	条例	令和2	○	○	○	○
83	公共交通施設	池上駅開発計画	池上6-3-10	条例	令和2	○		○	○

(注1) 根拠の欄の「要綱」とは、大田区福祉のまちづくり整備要綱を、「条例」とは東京都福祉のまちづくり条例をいいます。

(注2) 「整備内容」の欄の○印は、該当箇所について整備がなされていることを意味します。

(注3) 「整備内容」の欄の「アプローチ」の項目とは、道路から主要な出入口部分までをさします。



各種手当の給付額と所得制限基準額

(令和3年4月1日現在、単位：円)

手帳の種類	年齢・障害の程度	手当月額	障害者又は請求者本人の所得限度額(扶養人数)				配偶者又は扶養義務者の所得限度額(扶養人数)				備考	
			0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに	0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに		
大田区 心身障害者福祉手当 (区制度)	20歳以上	身体障害者手帳1～2級	17,500	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算					・所得基準額を超えた場合は4,500円に減額
		愛の手帳1～3度 脳性まひ・進行性筋萎縮症 指定難病(難病)等										
	0歳以上	身体障害者手帳1～2級	4,500									
		愛の手帳1～3度 脳性まひ・進行性筋萎縮症 指定難病(難病)等										
	0歳以上	身体障害者手帳3級	4,500									
		愛の手帳4度 精神障害者保健福祉手帳1級										
東京都重度心身障害者手当 (都制度)	65歳未満	60,000	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	213,000 加算	・20歳以上は障がい者本人の所得 ・20歳未満は扶養義務者の所得
特別障害者手当 (国制度)	20歳以上	27,350										
障害児福祉手当 (国制度)	20歳未満	14,880	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	6,287,000 未満	6,536,000 未満	6,749,000 未満	213,000 加算	213,000 加算	障がい者本人及び配偶者、扶養義務者いずれかの所得が限度額を超えた場合は支給停止
経過措置の福祉手当 (国制度)	20歳以上、新規認定なし	14,880										
特別児童扶養手当 (国制度)	児童に障がいがあるとき	重度障がい児	52,500	4,596,000 未満	4,976,000 未満	5,356,000 未満	380,000 加算	6,287,000 未満	6,536,000 未満	6,749,000 未満	213,000 加算	50ページを参照
		中度障がい児	34,970									
障害手当(児童育成手当) (区制度)	父又は母に障がい等があるとき	身体障害者手帳1～2級程度 愛の手帳1～3度程度	15,500	3,604,000 未満	3,984,000 未満	4,364,000 未満	380,000 加算					51ページを参照
		対象児童1人	43,160									
児童扶養手当 (国制度)	父又は母に障がい等があるとき	全部支給	10,190円加算	490,000 未満	870,000 未満	1,250,000 未満	380,000 加算					
		対象児童2人以上1人増すごとに	6,080円加算									
		対象児童1人	10,180～43,150									
		一部支給	所得に応じて 5,100円～10,180円 加算	1,920,000 未満	2,300,000 未満	2,680,000 未満	380,000 加算	2,360,000 未満	2,740,000 未満	3,120,000 未満	380,000 加算	51ページを参照
育成手当(児童育成手当) (区制度)	父又は母に障がい等があるとき	13,500	3,604,000 未満	3,984,000 未満	4,364,000 未満	380,000 加算						52ページを参照

